

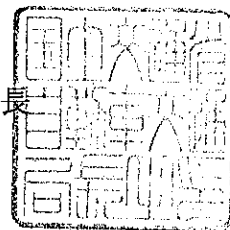


国自環第53号の3

平成18年6月27日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため
必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」の制定等に伴う関連通達
(自動車交通局長達)の一部改正について(依命通達)

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係自
動車検査機関に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹
底方お願いします。

国自環第53号

平成18年6月27日

地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」の制定等に伴う関連通達（自動車交通局長達）の一部改正について（依命通達）

今般、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第710号）」の制定により、非認証重量車に対して排出ガス基準の適用を開始することとしたところである。

ついては、上記制定等に伴い、下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、別紙のとおりその旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号）
2. 道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定について（依命通達）（平成15年10月1日国自技第149号国自環第131号）
3. 道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）（平成3年6月28日地技第156号）

別 添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について
(依命通達)」(平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号)

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適用関係告示第27条第4項から第12項まで、第14項、第17項、第18項、第20項及び第22項並びに第28条第1項、第29項、第30項及び第82項から第84項までの「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>(削除)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>附 則 この改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に該当するものについては、平成19年4月1日から適用する。</p>	<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適用関係告示第27条第4項から第12項まで、第14項、第17項、第18項、第20項及び第22項並びに第28条第29項、第30項及び第82項から第84項までの「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>3. 適用関係告示第28条第82項及び第84項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 普通自動車及び小型自動車であって、次に掲げる自動車以外の自動車</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの</p> <p>② 車両総重量3.5トン以下のもの</p> <p>(2) 大型特殊自動車</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p>

改 正 案	現 行
記	記
<p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車は道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないうこととされている自動車の規定に基づき、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの（大型特殊自動車を除く。）にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面 イ 道路運送車両の保安基準第55条の規定により、同令第2条、第4条又は第4条の2の規定を適用しないもの（以下「基準緩和車両」という。）及び三以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（基準緩和車両を除く。）にあつては、同令第31条に於ける試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた試験結果を表す書面 ロ 当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置が法第75条の2第1項の規定により装置の型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一であるものにあつては、同一であることをその装置の型式について指定を受けた者が証明した書面 (3) 大型特殊自動車にあつては、保安基準第31条に於ける試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた試験結果を表す書面</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車は道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないうこととされている自動車の規定に基づき、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの（車両総重量3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗用自動車を除く。）にあつては、公的な試験機関（国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であつて、二輪自動車以外の試験を行う場合には10・15モード法及び11モード法による試験の用に供する設備を、二輪自動車の試験を行う場合には二輪モード法による試験の用に供する設備をそれぞれ有するものをいう。）において実施された試験結果を表す書面</p>
<p>3. (略)</p> <p>4. 2. における「公的な試験機関」とは、国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であつて、車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（以下「乗用車」という。）を除く。）の試験を行う場合には道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土</p>	<p>(3) (1)及び(2)に係る自動車以外のものにあつては、保安基準第31条に於ける試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた試験結果を表す書面</p> <p>3. (略)</p>

交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)別添41「重量車排出ガスの測定方法」又はこれと同等と認められる測定方法による試験の用に供する設備を、車両総重量3.5トン以下のものは乗用車の試験を行う場合には細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」による試験の用に供する設備を、二輪自動車の試験を行う場合には細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」による試験の用に供する設備を、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。)により細目告示の基準が適用されなれないうこととされている自動車の試験を行う場合には細目告示に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法による試験の用に供する設備を、それぞれ有しているものと認められた機関をいう。

附 則

この改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあつては、平成19年4月1日から適用する。

ロ 細目告示第119条第1項第七号に定める基準

ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

2) 軽油を燃料とする自動車

二、(略)

三、大型特殊自動車

① (略)

② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車

イ (略)

ロ 細目告示第119条第1項第八号及び第十一号に定める基準

ハ (略)

(以下略)

附 則

この改正は、平成18年6月27日から施行する。ただし、1.(2)の改正規定は、平成18年10月1日(自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に該当するもの)にあつては、平成19年4月1日)から適用する。

2) 軽油を燃料とする自動車

二、(略)

三、大型特殊自動車

① (略)

② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車

イ (略)

ロ 細目告示第119条第1項第七号及び第十一号に定める基準

ハ (略)

(以下略)

国自環第53号の2

平成18年6月27日

独立行政法人交通安全環境研究所理事長
自動車検査独立行政法人理事長
軽自動車検査協会理事長

} 殿

国土交通省自動車交通局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため
必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」の制定等に伴う関連通達
(自動車交通局長達)の一部改正について(依命通達)

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係団
体に対して通達したので了知願うとともに、遺漏なきよう取り計らい願います。

平成18年6月26日

関係各位 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課

通達の正誤について

平成15年10月1日付けで送付しました下記通達について、記中のとおり訂正いたしますので、この旨了知されるとともに関係者に周知されるようお願いいたします。

記

1. 「「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」及び「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」並びに「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第146号国自審第892号国自環第128号）

（別紙正誤表1による訂正及び別添の添付）

2. 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号）

（別紙正誤表2による訂正）

「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」及び「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」並びに「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等関連告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第146号国自審第892号国自環第128号）

正誤表 1

正	誤
<p>1. ～ 17. (略)</p> <p>18. 「<u>道路運送車両の保安基準等の規定に基づく自動車の指定について</u> (依命通達)」 (昭和57年5月31日自公第167号)</p>	<p>1. ～ 17. (略)</p> <p>記</p>

改正案	現行
<p>道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が指定する自動車について(依命通達)</p> <p>標記について、別紙のとおり国土交通大臣が指定する自動車を定めたので通達する。なお、関係団体に対し別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>別紙 道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が指定する自動車について</p> <p>「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成14年国土交通省告示第310号)第1条第1号の「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p>	<p>道路運送車両の保安基準等の規定に基づく自動車の指定について(依命通達)</p> <p>標記について、別紙のとおり自動車を指定したので通達する。なお、関係団体に対し別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>別紙 道路運送車両の保安基準等の規定に基づく自動車の指定について</p> <p>道路運送車両の保安基準(昭和28年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)第30条第2項並びに第31条第6項及び第12項、「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。)第1条第1号並びに「道路運送車両の保安基準第2章の規定の適用関係整理のため必要な事項を定める告示」(平成13年国土交通省告示第1375号。以下「適用関係告示」という。)第38条、第42条、第44条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第59条、第63条、第64条、第89条、第96条、第97条、第107条の規定に基づき、次の自動車を指定する。</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1. 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1252号)別添2新小型自動車等取扱要領に基づく新小型自動車の届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車</p> <p>2. 「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1252号)に基づく取扱い(以下「輸入自動車特別取扱い」という。)を受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車</p> <p>2. 保安基準第31条第6項及び第12項関係 (1) 新小型届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車 (2) 輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車 3. 第31条の2告示第1条第1号関係 (1) 新小型届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車 (2) 輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車</p>	<p>1. 保安基準第30条第2項関係 (1) 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1252号)別添2新小型自動車等取扱要領に基づく新小型自動車の届出(以下「新小型届出」という。)による取扱いを受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (2) 「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1252号)に基づく取扱い(以下「輸入自動車特別取扱い」という。)を受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車</p> <p>2. 保安基準第31条第6項及び第12項関係 (1) 新小型届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車 (2) 輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車 3. 第31条の2告示第1条第1号関係 (1) 新小型届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車 (2) 輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車</p>

付け自審第1255号)に基づき取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車
(削除)

4. 適用関係告示第63条及び第64条関係

(1) 保安基準第31条第2項及び第10項の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成3年10月31日(輸入された自動車にあつては、平成5年3月31日)以前に新型届出による取扱いを受けるもの

(2) 保安基準第31条第2項及び第10項の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成5年3月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けるもの

5. 適用関係告示第38条、第42条、第44条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第59条、第63条、第64条、第89条、第96条、第97条、第107条関係

(1) 新型届出による取扱いを受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車

(2) 輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車

(削除)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号）

正誤表 2

正	誤
<p>「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1318号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、国土交通大臣が定める自動車等を下記のとおり定め、遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通達により、「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」の公布及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年7月7日国自技第69号国自審第360号）別添2「道路運送車両の保安基準第二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第1条の2の3及び第1条の25の5の国土交通大臣が定める自動車について」は、廃止する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1318号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、国土交通大臣が定める自動車等を下記のとおり定め、遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通達により、「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」の公布及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年7月7日国自技第69号国自審第360号）別添2「道路運送車両の保安基準第二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第1条の2の3及び第1条の25の5の国土交通大臣が定める自動車について」及び「道路運送車両の保安基準第30条第2項、第31条第6項、第12項及び第21項並びに第58条第60項及び第61項の規定に基づく自動車の指定について（昭和57年5月31日自公第167号）」は、廃止する。</p> <p>（以下略）</p>